

当ファンドの仕組みは次の通りです。

商品分類	単位型投信／内外／資産複合
信託期間	2019年1月30日まで（2015年3月27日設定）
運用方針	高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要運用対象	世界各国の金融機関が発行する劣後債と優先証券等
運用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・世界各国の金融機関が発行する劣後債および優先証券等を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。 ・投資を行う劣後債と優先証券等は、原則として、取得時において当ファンドの信託期間終了前に満期償還日または繰上償還の可能日が到来するものとします。 ・外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。
主な組入制限	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。 ・1発行体等あたりの株式等、債券等およびデリバティブ等の当ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
分配方針	毎年3月27日および9月27日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

※当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

償還報告書（全体版）

[満期償還]

国際金融機関債ファンド （為替ヘッジあり） 2015-03

愛称：メガセレクト15-03

信託終了日：2019年1月30日

受益者のみなさまへ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。さて、「国際金融機関債ファンド（為替ヘッジあり）2015-03」は、この度、信託期間を満了し、償還の運びとなりました。ここに謹んで運用経過と償還内容をご報告申し上げます。今後とも引き続きお引き立て賜りますようお願い申し上げます。



三菱UFJ国際投信

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
ホームページ <https://www.am.mufg.jp/>

当運用報告書に関するお問い合わせ先

お客様専用フリーダイヤル **0120-151034**
（受付時間：営業日の9:00～17:00、土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）

お客様の取引内容につきましては、お取扱いの販売会社にお尋ねください。

本資料の表記にあたって

- ・原則として、各表の数量、金額の単位未満は切捨て、比率は四捨五入で表記しておりますので、表中の個々の数字の合計が合計欄の値とは一致しないことがあります。ただし、単位未満の数値については小数を表記する場合があります。
- ・一印は組入れまたは売買がないことを示しています。

○設定以来の運用実績

決算期	基準価額 (分配落)	基準価額			騰落率	受利益者 回率	債券 組入比率	債券 先物比率	元残 存本率
		税金 分配	み み金	期 騰落					
(設定日)	円 銭		円	円 銭	%	%	%	%	%
2015年3月27日	10,000		—	—	—	—	—	—	100.0
1期(2015年9月28日)	9,843		50	△107	△1.1	△2.1	94.3	—	99.3
2期(2016年3月28日)	9,710		50	△83	△0.8	△1.9	93.7	—	98.4
3期(2016年9月27日)	9,955		30	275	2.8	0.6	92.1	—	96.3
4期(2017年3月27日)	9,951		10	6	0.1	0.5	93.3	—	92.6
5期(2017年9月27日)	10,071		0	120	1.2	0.8	97.9	—	85.7
6期(2018年3月27日)	10,010		0	△61	△0.6	0.5	96.5	—	73.8
7期(2018年9月27日)	9,960		0	△50	△0.5	0.3	97.4	—	67.7
(償還時)	(償還価額)								
8期(2019年1月30日)	9,897.67		—	△62.33	△0.6	0.1	—	—	63.7

(注) 設定日の基準価額は、設定時の価額です。

(注) 基準価額の騰落額および騰落率は分配金込み。

(注) 当ファンドの値動きを表す適切な指数が存在しないため、ベンチマーク等はありません。

(注) 「債券先物比率」は買建比率－売建比率。

○当期中の基準価額と市況等の推移

年 月 日	基準価額	騰落率		債券 組入比率	債券 先物比率	債券 先物比率
		騰落	率			
(期首)	円 銭		%			%
2018年9月27日	9,960		—	97.4	—	—
9月末	9,968		0.1	97.8	—	—
10月末	9,951		△0.1	87.3	—	—
11月末	9,924		△0.4	64.7	—	—
12月末	9,859		△1.0	36.7	—	—
(償還時)	(償還価額)					
2019年1月30日	9,897.67		△0.6	—	—	—

(注) 騰落率は期首比。

(注) 「債券先物比率」は買建比率－売建比率。

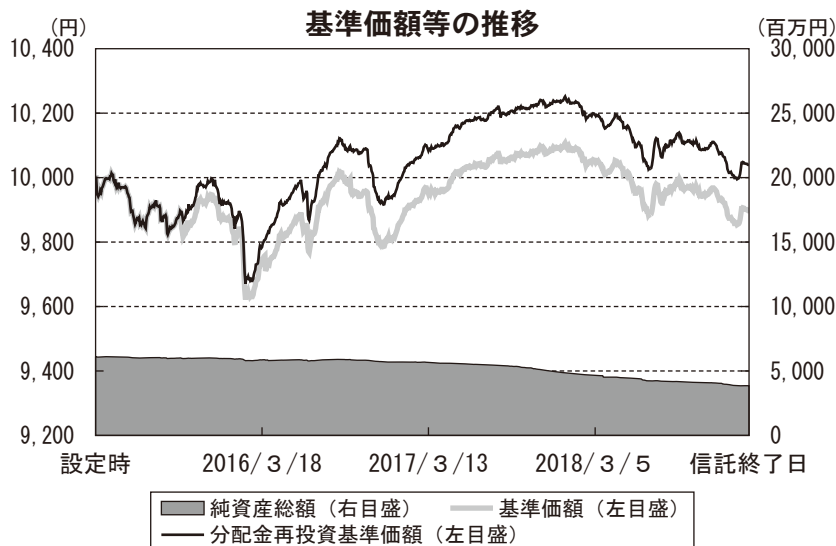
運用経過

設定来の基準価額等の推移について

（第1期～第8期：2015/3/27～2019/1/30）

基準価額の動き

償還価額は設定時に比べ0.4%（分配金再投資ベース）の上昇となりました。



- ・分配金再投資基準価額は、分配金が支払われた場合、収益分配金（税込み）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンドの運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。
- ・単体型投資信託は実際には分配金は再投資されませんのでご注意ください。



実際のファンドにおいては、分配金を再投資するかどうかについては、受益者のみなさまがご利用のコースにより異なります。また、ファンドの購入金額により課税条件も異なります。従って、各個人の受益者のみなさまの損益の状況を示すものではない点にご留意ください。

基準価額の主な変動要因

上昇要因	保有銘柄の利息収入を享受したことなどが、基準価額の上昇要因となりました。
下落要因	米金利の上昇やクレジットスプレッド（利回り格差）の拡大、米ドルの為替ヘッジコスト上昇、コール（繰上償還）がスキップされた銘柄について信託期間終了前に売却したものの、その価格水準などが基準価額の下落要因となりました。

投資環境について

（第1期～第8期：2015/3/27～2019/1/30）

◎社債市況

- ・信託期間を通して見ると、欧米の金融機関の劣後債・優先証券市場は上昇しました。
- ・設定時は、米国にて利上げのタイミングが注視され、欧州では、ウクライナ情勢やギリシャの債務問題が煽る中、欧州中央銀行（ECB）による量的緩和政策が相場を下支えしている状況の中で設定日を迎えました。
- ・2015年後半には、ユーロ圏首脳会合でギリシャ支援協議が合意に至ると、ギリシャ情勢への懸念は和らぎました。その後、中国の景気減速懸念の高まりなどが意識されたことから投資家心理が悪化し、スプレッドも拡大幅を広げました。12月には、米連邦公開市場委員会（FOMC）での利上げ実施に対する思惑が交錯する中で、スプレッドは概ね堅調となりました。なお、FOMCでは大方の予想通り利上げが実施されたものの、市場への影響は限定的でした。
- ・2016年に入ると、中国の景気減速懸念や原油価格の下落、中東での地政学リスクなどに加え、一部の銀行でA T 1債*の利払いが見送られるとの報道があったことなどから、投資家のリスク回避的な動きが強まり、金融機関債券のスプレッドは急拡大しました。
* A T 1とは、「Additional Tier1」の略で、中核的自己資本の一種を指します。国際的な自己資本規制「バーゼルⅢ」の下でも資本に算入できるのが特徴です。
その後、原油価格に底打ちの兆しが見られたことや、ECBによる追加金融緩和策の一つとして社債買入れ策が発表されたことなどから投資家心理は改善し、市況は上昇に転じました。
- ・2016年後半には、英国の欧州連合（EU）離脱を巡る国民投票において離脱派が勝利したことでリスク回避の動きが進み、スプレッドは拡大したものの、過度の懸念が後退し市場が落ち着きを取り戻したことなどからスプレッドは縮小基調に転じました。その後、11月初めには、英国の銀行であるスタンダード・チャータードが永久劣後債のコールを見送る方針であることが報じられ、投資家の慎重姿勢が強まりました。同債券および同債券と類似したスキームを持つ一部の債券には売りが見られたものの、金融機関債券市場全体への波及は限定的となりました。
- ・2017年に入ると、米国の良好な経済指標や米トランプ新政権への政策期待などから投資家のリスク選好度が高まり、スプレッドは堅調に推移しました。3月中旬には、フランスの銀行であるクレディ・アグリコルが永久劣後債のコールを見送り、額面の95%で買入消却を行うことを公表したものの、市場への影響は限定的となりました。その後は、投資家の利回りを求める動きが継続したほか、米連邦準備制度理事会（FRB）が公表したストレステストの結果において、対象となる全ての金融機関が合格したことを受け、スプレッドは堅調に推移しました。
- ・2017年後半には、北朝鮮を始めとする地政学リスクの高まりや、カタルーニャ自治州によるスペインからの独立問題などを嫌気し、一時的にスプレッドが拡大する局面がありました。その一方、ECBが金融緩和、社債買入れを継続する方針を示したことや、米税制改革に対する期待感を背景に投資家の需要が継続し、スプレッドは堅調となりました。

- ・2018年に入ると、米金利の上昇や、株式市場での大幅な調整により投資家心理が急速に悪化したことから、幅広い銘柄でスプレッドが拡大しました。その後、イタリア政局に対する不透明感から、投資家のリスク回避姿勢が強まり、欧州銘柄を中心にスプレッドが大きく拡大しました。その後も、米中の通商問題が嫌気されたことなどからスプレッド水準は高位横ばいで推移しました。
- ・2018年7月に入り、世界的な貿易摩擦に対する不安がやや後退したことや、中国が通商問題による国内経済への悪影響を懸念し予防的に景気刺激策を講じたこと、新興国不安を背景として相対的に先進国が選好されたことなどもありスプレッドは縮小に転じました。しかし、年末にかけては、原油価格の下落、IT関連企業の業績先行き不透明感等を背景とした米国株式市場の急落、米中通商問題やイタリア財政問題の動向、英国のEU離脱が「合意なし離脱」となるリスクなどが重石となり、スプレッドは拡大しながらの推移となりました。
- ・2019年に入ると、引き続き英国のEU離脱交渉の動向や米国企業の業績減速等が懸念されたものの、FRB議長の発言において、世界的な株安を受けて引き締め路線を一時停止する可能性が示唆されたことや、米中貿易協議の進展期待等を背景に投資家のセンチメントが改善し、リスクオフの巻き戻しが見られスプレッドは縮小しました。

当該投資信託のポートフォリオについて

i 期間中にどのような運用をしたかを確認できます。

- ・当ファンドは、世界各国の金融機関が発行する劣後債と優先証券等を主要投資対象とします。
- ・取得時において当ファンドの信託期間終了前に満期償還日または繰上償還[※]の可能日が到来する劣後債と優先証券等に投資しました。
※繰上償還とは、早期償還や買入消却等による償還をいいます。一般的に、劣後債と優先証券に繰上償還条項が付与されている場合、繰上償還時には額面で償還されます。
- ・銘柄選定においては、過去のコール実績、コールに対する経営スタンス、経済合理性などを総合的に勘案し、組み入れの可否および組入比率を検討・調整しました。
- ・ユーロ、英ポンド、米ドルの外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりました。為替ヘッジを行ったため、為替市況の変動が基準価額に与える影響は限定的となりました。
- ・信託期間を通じてみると、保有銘柄の利息収入を享受したことなどが、基準価額の上昇要因となりました。一方、米ドルなどの為替ヘッジコスト上昇や、コールスキップ（繰上償還の見送り）した銘柄等を信託期間終了前に売却した際、需給要因等の影響を受けたことなどが基準価額の下落要因となりました。
- ・償還価額は設定時に比べ0.4%（分配金再投資ベース）の上昇となりました。

<第1期：設定時～2015年9月28日>

基準価額は設定時に比べ1.1%（分配金再投資ベース）の下落となりました。

- ・保有銘柄の利息収入を享受したことなどが、基準価額の上昇要因となりました。
- ・投資家のリスク回避姿勢が強まったこと等によるスプレッドの拡大が、基準価額の下落要因となりました。

<第2期：2015年9月29日～2016年3月28日>

基準価額は期首に比べ0.8%（分配金再投資ベース）の下落となりました。

- ・保有銘柄の利息収入を享受したことなどが、基準価額の上昇要因となりました。
- ・保有銘柄の価格が下落したことなどが、基準価額の下落要因となりました。

<第3期：2016年3月29日～2016年9月27日>

基準価額は期首に比べ2.8%（分配金再投資ベース）の上昇となりました。

- ・保有銘柄の利息収入を享受したことなどが、基準価額の上昇要因となりました。

<第4期：2016年9月28日～2017年3月27日>

基準価額は期首に比べ0.1%（分配金再投資ベース）の上昇となりました。

- ・保有銘柄の利息収入を享受したことなどが、基準価額の上昇要因となりました。
- ・米国の国債金利が上昇したことや、一部の保有銘柄がコールスキップの発表などを背景に下落したことなどが、基準価額の下落要因となりました。

<第5期：2017年3月28日～2017年9月27日>

基準価額は期首に比べ1.2%の上昇となりました。

- ・保有銘柄の利息収入を享受したことなどが、基準価額の上昇要因となりました。

<第6期：2017年9月28日～2018年3月27日>

基準価額は期首に比べ0.6%の下落となりました。

- ・保有銘柄の利息収入を享受したことなどが、基準価額の上昇要因となりました。
- ・期末にかけて米金利が上昇したことやスプレッドが拡大したことなどが、基準価額の下落要因となりました。

<第7期：2018年3月28日～2018年9月27日>

基準価額は期首に比べ0.5%の下落となりました。

- ・保有銘柄の利息収入を享受したことなどが、基準価額の上昇要因となりました。
- ・米金利が上昇したことやスプレッドが拡大したことなどが、基準価額の下落要因となりました。

<第8期：2018年9月28日～信託終了日>

償還価額は期首に比べ0.6%の下落となりました。

- ・保有銘柄の利息収入が得られたことなどが、償還価額の上昇要因となりました。
- ・需給要因等が債券売却時に影響を与えたほか、米ドルの為替ヘッジコスト上昇などが償還価額の下落要因となりました。

当該投資信託のベンチマークとの差異について

- ・当ファンドの値動きを表す適切な指数が存在しないため、ベンチマーク等はありません。
- ・従って、ベンチマークおよび参考指数との対比は表記できません。

分配金について

収益分配金につきましては、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案し、第1期から第2期までは各50円、第3期は30円、第4期は10円の分配とさせていただきました。なお、第5期から第7期の分配は見送りとさせていただきました。信託期間中、累計で140円の分配を行わせていただきました。

償還価額

償還価額は、9,897円67銭となりました。

信託期間中はご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。

○ 1万口当たりの費用明細

（2018年9月28日～2019年1月30日）

項 目	当 期		項 目 の 概 要
	金 額	比 率	
(a) 信 託 報 酬	円	%	(a) 信託報酬＝期中の平均基準価額×信託報酬率× (期中の日数÷年間日数)
（ 投 信 会 社 ）	(15)	(0.148)	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価
（ 販 売 会 社 ）	(15)	(0.148)	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
（ 受 託 会 社 ）	(1)	(0.011)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
(b) そ の 他 費 用	1	0.007	(b) その他費用＝期中のその他費用÷期中の平均受益権口数
（ 保 管 費 用 ）	(0)	(0.005)	有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
（ 監 査 費 用 ）	(0)	(0.001)	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用
（ そ の 他 ）	(0)	(0.000)	信託事務の処理等に要するその他諸費用
合 計	31	0.314	
期中の平均基準価額は、9,920円です。			

(注) 期中の費用（消費税等のかかるものは消費税を含む）は、解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(注) 各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

(注) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を期中の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

○売買及び取引の状況

(2018年9月28日～2019年1月30日)

公社債

			買付額	売付額
外国	アメリカ	社債券	千アメリカドル —	千アメリカドル 8,959 (20,461)
	イギリス	社債券	千イギリスポンド —	千イギリスポンド — (4,500)

(注) 金額は受渡代金。(経過利子分は含まれておりません。)

(注) ()内は償還等による増減分で、上段の数字には含まれておりません。

(注) 社債券には新株予約権付社債(転換社債)は含まれておりません。

○利害関係人との取引状況等

(2018年9月28日～2019年1月30日)

利害関係人との取引状況

区分	買付額等 A			売付額等 C		
	うち利害関係人 との取引状況B	$\frac{B}{A}$	%	うち利害関係人 との取引状況D	$\frac{D}{C}$	%
為替先物取引	百万円 11,294	百万円 1,922	17.0	百万円 7,221	百万円 667	9.2
為替直物取引	—	—	—	4,149	1,249	30.1

利害関係人とは、投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項に規定される利害関係人であり、当ファンドに係る利害関係人とはモルガン・スタンレーMUF G証券です。

○組入資産の明細

(2019年1月30日現在)

信託終了日現在、有価証券等の組入れはございません。

○投資信託財産の構成

(2019年1月30日現在)

項目	償還時	
	評価額	比率
コール・ローン等、その他	千円 3,869,811	% 100.0
投資信託財産総額	3,869,811	100.0

○資産、負債、元本及び償還価額の状況（2019年1月30日現在）

項 目	償 還 時
	円
(A) 資産	3,869,811,538
コール・ローン等	3,869,811,538
(B) 負債	12,324,025
未払信託報酬	12,249,841
未払利息	7,754
その他未払費用	66,430
(C) 純資産総額(A-B)	3,857,487,513
元本	3,897,367,409
償還差損金	△ 39,879,896
(D) 受益権総口数	3,897,367,409口
1万口当たり償還価額(C/D)	9,897円67銭

<注記事項>

- ①設定年月日 2015年3月27日
 設定元本額 6,113,379,273円
 期首元本額 4,139,653,665円
 元本残存率 63.7%
 また、1口当たり純資産額は、期末0.989767円です。
 ②純資産総額が元本額を下回っており、その差額は39,879,896円です。

○損益の状況（2018年9月28日～2019年1月30日）

項 目	当 期
	円
(A) 配当等収益	39,160,463
受取利息	38,038,417
その他収益金	1,395,968
支払利息	△ 273,922
(B) 有価証券売買損益	△ 53,347,969
売買益	363,069,104
売買損	△416,417,073
(C) 信託報酬等	△ 12,514,046
(D) 当期損益金(A+B+C)	△ 26,701,552
(E) 前期繰越損益金	△ 16,504,788
(F) 解約差損益金	3,326,444
償還差損金(D+E+F)	△ 39,879,896

- (注) (C) 信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。
 (注) (F) 解約差損益金とあるのは、中途解約の際、元本から解約価額を差し引いた差額分をいいます。

○投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託契約締結日	2015年3月27日			投資信託契約終了時の状況	
	投資信託契約終了日	2019年1月30日			資 産 総 額	3,869,811,538円
区 分	投資信託契約締結当初	投資信託契約終了時	差引増減または追加信託	負 債 総 額	12,324,025円	
				純 資 産 総 額	3,857,487,513円	
受益権口数	6,113,379,273口	3,897,367,409口	△2,216,011,864口	受 益 権 口 数	3,897,367,409口	
元 本 額	6,113,379,273円	3,897,367,409円	△2,216,011,864円	1万口当たり償還金	9,897円67銭	
毎計算期末の状況						
計 算 期	元 本 額	純資産総額	基準価額	1万口当たり分配金		
				金 額	分 配 率	
第1期	6,076,477,084円	5,981,025,175円	9,843円	50円	0.5%	
第2期	6,017,345,423	5,843,027,970	9,710	50	0.5	
第3期	5,891,506,728	5,864,892,371	9,955	30	0.3	
第4期	5,666,123,939	5,638,125,102	9,951	10	0.1	
第5期	5,244,213,266	5,281,619,816	10,071	0	0.0	
第6期	4,514,756,133	4,519,419,662	10,010	0	0.0	
第7期	4,139,653,665	4,123,148,877	9,960	0	0.0	
信託期間中1万口当たり総収益金及び年平均収益率				37円67銭	0.0978%	

○償還金のお知らせ

1万口当たり償還金（税込み）	9,897円67銭
----------------	-----------

◆償還金は償還日から起算して5営業日までにお支払いを開始しております。

◆課税上の取り扱い

- ・個人受益者の場合、償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得等として課税され、原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。
- ・特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

※法人受益者に対する課税は異なります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

【お知らせ】

2014年1月1日から、2037年12月31日までの間、普通分配金並びに解約時又は償還時の差益に対し、所得税15%に2.1%の率を乗じた復興特別所得税が付加され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%（法人受益者は15.315%の源泉徴収が行われます。））の税率が適用されます。